第2節 憲法と自衛権

1 憲法と自衛権

わが国は、第二次世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り 返すことのないよう決意し、平和国家の建設を目指して 努力を重ねてきた。恒久の平和は、日本国民の念願であ る。この平和主義の理想を掲げる日本国憲法は、第9条 に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定を 置いている。もとより、わが国が独立国である以上、こ の規定は、主権国家としての固有の自衛権を否定するも のではない。

政府は、このようにわが国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏付ける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められると解している。このような考えに立ち、わが国は、憲法の下、専守防衛をわが国の防衛の基本的な方針として実力組織としての自衛隊を保持し、その整備を推進し、運用を図ってきている。

2 憲法第9条の趣旨についての政府見解

1 保持できる自衛力

わが国が憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならないと考えている。

その具体的な限度は、その時々の国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わり得る相対的な面があり、毎年度の予算などの審議を通じて国民の代表者である国会において判断される。憲法第9条第2項で保持が禁止されている「戦力」にあたるか否かは、わが国が保持する全体の実力についての問題であって、自衛隊の個々の兵器の保有の可否は、それを保有することで、わが国の保持する実力の全体がこの限度を超えることとなるか否かにより決められる。

しかし、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国国 土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻 撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最 小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合に も許されない。たとえば、大陸間弾道ミサイル(ICBM)、 Intercontinental Ballistic Missile 長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有は許されないと考 えている。

2 自衛権発動の要件

憲法第9条の下で認められる自衛権の発動としての武力の行使について、政府は、従来から、

- ① わが国に対する急迫不正の侵害があること
- ② この場合にこれを排除するためにほかの適当な手段 がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと という三要件に該当する場合に限られると解している。

3 自衛権を行使できる地理的範囲

わが国が自衛権の行使としてわが国を防衛するため必要最小限度の実力を行使できる地理的範囲は、必ずしも わが国の領土、領海、領空に限られないが、それが具体 的にどこまで及ぶかは、個々の状況に応じて異なるので、 一概には言えない。

しかし、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されないと考えている。

4 集団的自衛権

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と 密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接 攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止す る権利を有するとされている。わが国は、主権国家であ る以上、国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、 これを行使して、わが国が直接攻撃されていないにもか かわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止するこ とは、憲法第9条の下で許容される実力の行使の範囲を 超えるものであり、許されないと考えている。

5 交戦権

憲法第9条第2項では、「国の交戦権は、これを認めない。」と規定しているが、ここでいう交戦権とは、戦いを 交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有す る種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷と破壊、 相手国の領土の占領などの権能を含むものである。

一方、自衛権の行使にあたっては、わが国を防衛する ための必要最小限度の実力を行使することは当然のこと として認められており、たとえば、わが国が自衛権の行 使として相手国兵力の殺傷と破壊を行う場合、外見上は 同じ殺傷と破壊であっても、それは交戦権の行使とは別 の観念のものである。ただし、相手国の領土の占領など は、自衛のための必要最小限度を超えるものと考えられ るので、認められない。

COLUMN

VOICE

解説

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の報告書

わが国をめぐる安全保障環境が大きく変化する中、時代状況に適合した実効性のある安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの認識のもと、個別具体的な類型に即した研究を行うため、07(平成19)年5月、内閣総理大臣の下に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(懇談会)が設けられ、7回の会合と2回の意見交換会が開催された。

懇談会は、安倍総理(当時)が提示した ①公海における米艦の防護、②米国に向うかもしれない弾道ミサイルの迎撃、 ③国際的な平和活動における武器使用、④同じ国連PKO活動などに参加している他国の活動に対する後方支援の4類型について検討し、昨年6月24日、福田総理(当時)に報告書を提出した。